

新型コロナウイルス感染症に係る特別傷病手当金の支給について

当組合に加入する組合員（個人事業主を除く。）が、新型コロナウイルス感染症に感染（感染の疑いを含む）により、労務に服することができず、給与等の支払いを受けられない（減額を含む）場合、特別傷病手当金の支給対象となります。

特別傷病手当金支給対象となる場合

- ・ 自覚症状があり、PCR検査の結果「陽性」と判定された場合。
- ・ 自覚症状があり、医療機関を受診したがPCR検査を行っていない場合。
- ・ PCR検査の結果が「陰性」であったものの、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が続いているなど感染が疑われる場合。

特別傷病手当金支給対象とならない場合

- ・ 自覚症状が無く、医療機関を受診していない場合。
- ・ 自覚症状が無く、労務に服することができたが、事業所内で感染者が発生したことにより事業主の命で労務に服さなかった場合。
- ・ 組合員には自覚症状はないが、家族が感染し濃厚接触者になった等の理由により、労務に服さなかった場合。

自覚症状… 1 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
2 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
3 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。

支給額

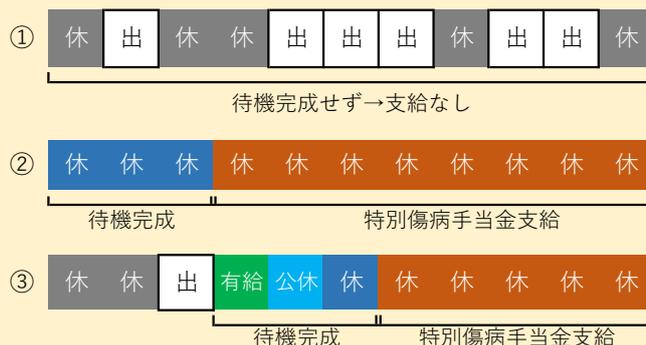
直近の継続した3ヶ月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

ただし、1日の上限額は30,000円とします。なお、給与等の一部が支払われている場合は、調整があります。

支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日目を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日。

【「待機3日間」の考え方】



※ 待機3日間とは、連続した3日間で、有給休暇、土日・祝日等の公休日を含みます。

適用期間

令和2年1月1日 ~ **令和5年5月7日**の間で療養のため労務に服することができない期間

(ただし、入院が継続する場合等は、支給開始日から最長1年6カ月まで)

* 申請期限は、支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内

※ 令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないのとし、5類感染症に位置づけられる方針が示されたことにより、**同日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する特別傷病手当金は支給対象にならなくなります。**

申請に必要な書類

「特別傷病手当金支給申請書」に次の書類を添えて、事業主経由で提出してください。

- ・ 特別傷病手当金賃金証明書（事業主記入）
- ・ 特別傷病手当金意見書（医療機関記入）（医療機関を受診しなかった場合は不要）

※当面の間、臨時的取扱いとして「特別傷病手当金意見書（医療機関記入）」の提出は不要です。
それに変わる書類を提出していただくことがあります。

申請に際して

受給には、申請が必要です。受給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。
要件等を確認後、対象となる方には申請書を送付いたします。

- ① 申請について、内容確認のため医療機関、保健所、事業主に調査及び照会を行う場合があります。
- ② 支給決定後に支給要件に該当しないことが判明した場合や、過払いが生じた場合は、支給した特別傷病手当金を返還していただきます。
- ③ 特別傷病手当金の不正申請と判明もしくは、その疑いがある場合は、警察と相談・連携して厳正に対処します。

まずは、薬剤師国保組合にお問い合わせください。

埼玉県薬剤師国民健康保険組合 担当：岡安
電話 048-827-0081
e-mail : kokuho@isis.ocn.ne.jp